

仕 様 書			
件 名	調達要求番号	4 PD91C0020	
事業系一般廃棄物収集運搬役務	作成年月日	6. 3. 11	
	作成課班	総務課	
1 適用範囲			
本仕様書は、沼田地域事務所で発生した事業系一般廃棄物収集運搬役務について適用する。			
2 期 間			
令和6年4月1日～令和7年3月31日			
3 廃棄物収集所			
沼田地域事務所 群馬県沼田市東倉内町227			
4 条 件			
契約業者は、収集・運搬に際し、廃棄物処理及び清掃に関する法律による許可を沼田市長より許可された者であること。			
5 搬入先			
沼田市指定清掃工場			
6 収集要領等			
(1)収集日は、1週間に1回（月を基準）とし、集積の都合により相互調整を実施したのち、変更する。			
(2)作業に際し廃棄物等が散乱した場合は、速やかに清掃すること。			
7 廃棄物の集積及び運搬の心得			
(1)廃棄物集積場及び周辺の保清に留意し、良心的に作業処理を行うこと。			
(2)指定された施設及び経路以外に立ち入ることを禁止する。なお役務実施中に伴い知りえた情報等は、決して部外に漏洩してはならない。			
(3)施設及び周辺にある構造物に対しては、作業に伴い損傷を及ぼさないよう十分な注意をはらう。			
8 賠償責任			
万一損傷を与えた場合には、契約相手方の責任において補修または原形に復するほかそれに伴う損害を補償する。			
9 その他			
事業系一般廃棄物収集運搬役務について、実施するにあたり疑義が生じた場合は、契約相手方と官側と協議の上決定する。			